

“今”という時代の労災リスクに、2つの安心。

業務災害補償制度

労働災害総合保険(使用者賠償責任条項)

傷害総合保険(役員員包括団体傷害保険特約* / 就業中のみの危険補償特約セット)

*建設業の場合は建設業者団体傷害総合特約に読み替えます。

会社と従業員、それぞれの**専門補償**を手厚くひとつに!

経営を
守る補償

使用者賠償補償(労災総合保険)

地震や噴火などに備える
天災補償も選べます!

+

従業員を
守る補償

労働災害補償(傷害総合保険)

しかも

個別加入より

最大約**53%**割安!

(傷害総合保険部分)※詳細はP2をご覧ください。

中途加入は毎月受付中

保険期間:平成27年10月1日(午後4時)~平成28年10月1日(午後4時)

[契約者] 全国中小企業団体中央会

[引受保険会社] 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

業務災害補償制度

の10大

特長

1

従業員のケガによる入院・通院から死亡まで幅広く補償します。

入院・通院は1日目から保険金をお支払い。

さらに、死亡・後遺障害の場合は最高2,000万円を補償します。(Aプランの場合)



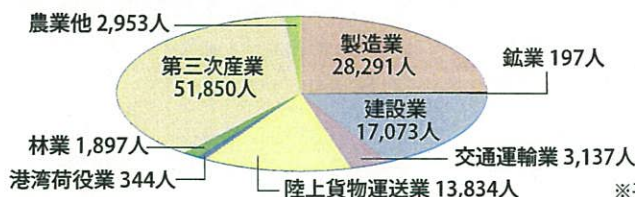
参考データ 従業員のケガが多発!

労災による死傷者は4分26秒に1人。

そして5時間47分に1人が亡くなっています。

※厚生労働省「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」平成18年

■死傷災害発生状況(死亡災害および休業4日以上)

死傷者数
合計約12万人

※平成24年厚生労働省調べ

特長

2

うつなどの「心の病」による、経営側への賠償請求にも対応します。

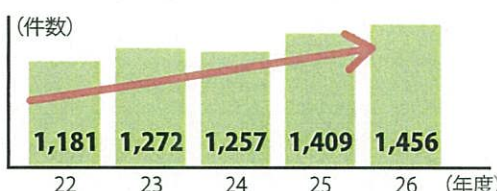
ケガのみならず、近年急増している精神障害による労災請求にも手厚い補償でお応えします。

参考データ 心の病が年々増加傾向!

近年、従業員の心の病による労災請求が急増。精神障害や過労死への配慮も安全配慮義務の一環です。

(平成20年3月:労働契約法第5条に明文化されました)

■精神障害等に係る労災請求件数の推移

5年間で
約1.2倍に

※出典:厚生労働省 平成26年度「脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況」

特長

3

1名あたり最高3億円、1災害あたり最高5億円まで賠償責任を補償します。

企業を巡る訴訟では億単位の賠償金が命じられる判決も。

そこで、会社経営を守るための十分な補償をご用意しました。

参考データ 賠償は高額になることも! (最高裁判所第二小法廷 平成12年3月24日 判タ第1028号)

入社2年目に自殺をしたのは、「勤務が深夜におよび、自殺直前は3日に1回徹夜で残業し、睡眠時間は1日平均2時間程度だった。こうした過労が原因」と遺族が会社に賠償を求めて提訴、賠償金に利息を加え、労災保険給付金の一部を差し引いた約1億7千万円で和解。

和解金
約1億7千万円

特長

4

過労などによる脳・心疾患での死亡・後遺障害も補償します。

従来の「ケガ」による労災事故に加えて、近年増加傾向にある過労死など脳・心疾患により、補償の対象となる方が死亡または後遺障害を被られた場合等に定額で補償します。

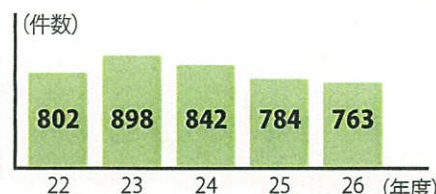
オプション

参考データ 過労による脳・心疾患への備えは万全ですか?

過労死など脳・心疾患に関する政府労災の請求件数は近年増加傾向にあります。過労死の認定基準緩和など、今後ますます労災請求件数および認定件数の増加が予想されることから、政府労災の上乗せ補償として準備することで、従業員を守ることができます。

※出典:厚生労働省 平成26年度「脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況」

■脳・心疾患に係る労災請求件数の推移



特長!

従業員はもちろん、会社経営をもおびやかす労災リスク。

ときには賠償金額が億単位にのぼることもあります。頼みの綱である政府労災保険も年金払いが中心で、一時金に換算すると自動車の自賠責保険（死亡：最高3,000万円）より少ないケースも…。不足分をしっかりとカバーするために、損保ジャパン日本興亜の『業務災害補償制度』による“補償の上乗せ”をおすすめします。

特長

5

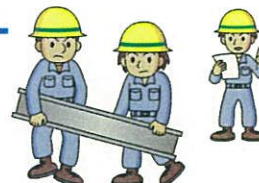
**地震や噴火、それらによる津波まで、
天災によるケガも補償します。** オプション



特長

6

**派遣労働者・構内下請負人も
補償の対象に含まれます。** オプション



特長

7

**準記名式で、パートやアルバイトを含む全従業員を
包括補償**できます。

※建設業の場合は下請負人も含みます。

特長

8

**保険金は政府労災保険の認定を待たずに
お支払いします。** (傷害総合保険部分)



特長

9

団体契約のスケールメリットを生かし、掛金は最大約53%割安!

(団体割引30%、過去の損害率による割引25%、役職員一括割引10% (売上高より換算した被保険者数が20名以上の場合) を適用した傷害総合保険部分の1名あたりの保険料割引率です。)

特長

10

**建設業の場合は経営事項審査(W1)で15ポイントの
加点が可能です。**

「業務災害補償制度」は、経営事項審査の加点対象となる「法定外労働災害補償制度」の要件を満たしています。審査項目の「W1(労働福祉の状況)」において加点対象となります。(平成27年6月現在)

加点対象と
なるための3条件

すべての工事について、

- ① 死亡および後遺障害1～7級を対象としていること。
- ② 業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること。
- ③ 貴社の従業員および下請負人の従業員のすべてを対象としていること。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険料は合理的な売上高方式で、全額損金算入可能です。

※実際の税務処理は税理士にご確認ください。なお今後、法改正により変更となる場合があります。

経営と従業員をダブルサポ

使用者賠償補償(労働災害総合保険)

万が一の労災事故発生により、企業が負担する損害賠償金および解決のために



経営を守る補償

右記の保険金額は
Aプランの場合です

基本補償① 賠償保険金

使用者(企業)が負担する
法律上の損害賠償責任を補償します。

1名あたり最高

1災害あたり最高

3億円・5億円

お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料となります。

※賠償保険金のお支払いは、政府労災の認定を受けた場合にかぎります。

基本補償② 費用保険金

次の争訟費用等を
費用保険金としてお支払いします。

- 1.弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
- 2.示談交渉に要した費用
- 3.解決のための引受保険会社への協力費用
- 4.第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用

※訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパン日本興亜にご連絡いただけます。

労働災害補償(傷害総合保険)

役員、従業員の方々の業務災害や通勤災害を補償。
政府労災保険の支払い認定を待たず、スピーディに



従業員を守る補償

右記の保険金額は
Aプランの場合です

基本補償① 死亡・後遺障害保険金

2,000万円

傷害事故*発生日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡したり後遺障害を被られた場合にお支払いします。死亡の場合は保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて4~100%をお支払いします。

*就業中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ。(以下同様)

基本補償② 入院保険金

10,000円

1日目から補償
最長1,000日

ケガにより入院した場合1,000日を限度に、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。

基本補償③ 手術保険金

5万円・10万円

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

基本補償④ 通院保険金

7,000円

1日目から補償
最長90日まで

傷害事故発生日を含めて1,000日以内に、そのケガにより通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。

+ さらに安心をプラスできます!

オプション① 脳・心疾患のみ担保特約(労働災害総合保険・法定外補償条項用)

過労などによる脳・心疾患での
死亡・後遺障害

最高6,000万円

補償の対象となる方(役員、従業員)*が身体の障害を被った原因が、労災保険法等で給付が決定された精神障害、脳血管疾患または虚血性心疾患等に起因するものである場合、傷害総合保険部分で定めた死亡保険金、後遺障害保険金または休業保険金と同額をお支払いします。

*役員については、傷害総合保険部分で補償の対象としており、かつ、政府労災保険に「特別加入者」として加入している方にかぎります。

一ト! 業務災害補償制度 の補償内容

支出する費用をお支払いします。

保険金
お支払例

補償対象となる事故事例1【判決1億1,000万円】

長男(当時24歳)が勤務中に自殺したのは過酷な労働で精神的に追いつめられたためだとして、母親が勤務先食品会社を相手に提訴。過労とうつ病による自殺との間に相当因果関係があり、会社は安全配慮の義務を怠ったとして、約1億1,000万円の支払いを命じた。



損害賠償額
1億1,000万円

政府労災保険による支給
1,000万円

残り1億円を
お支払い

(政府労災保険による支給1,000万円、1名あたり支払限度額1億円、法定外補償無しの場合)

※実際のお支払いはご加入の内容等により異なります。

保険金をお支払いします。

保険金
お支払例
Aプラン
の場合

補償対象となる事故事例2【交通事故で脊髄損傷】

営業車を運転中に交通事故で負傷。脊髄損傷により長期入院(1年間)し、その後30日の通院治療を受けた。また、神経系統の機能の損害(事故発生日からその日を含めて180日目に医師より後遺障害2級と判定される)が残った。



ご契約条件(例): 死亡・後遺障害2,000万円 / 入院日額10,000円 / 通院日額7,000円

- 後遺障害保険金 — 2,000万円 × 89% = 1,780万円
- 入院保険金 — 10,000円 × 365日 = 365万円
- 通院保険金 — 7,000円 × 30日 = 21万円

合計2,166万円を
お支払い

※実際のお支払いはご加入の内容等により異なります。

オプション② 天災危険補償特約

地震、噴火、またはこれらによる津波が原因でケガをした場合に補償します。

オプション③ 業務上の熱中症等補償特約

日射または熱射、潜函病(減圧症)、酸素欠乏症、潜水病による身体の障害を補償します。

オプション④ 補償対象者を拡大

建設業の下請負人だけでなく、派遣労働者・構内下請負人も補償の対象に含めることができます。さらに、運送事業者の場合、**傭車と呼ばれる請負人**も補償の対象に含めることができますようになりました!

選べるオプションは他にもございます。
詳しくはご相談ください。

補償を

選ぶ

使用者賠償責任は、 2億円以上をお勧めします！

個別加入より
最大
約**53%**
割安！
傷害総合保険部分
※詳細はP2をご覧ください。

おすすめ
充実プラン

バランス
補償プラン

お手頃プラン

自由に設定

補償内容	Aプラン		Bプラン		Cプラン		フリープラン	
	従業員	役員	従業員	役員	従業員	役員	従業員	役員
使用者賠償 (1名あたり)	3億円		1億円		500万円		ご希望に応じた 設定が可能です。 詳しくは取扱代理店 または損保ジャパン 日本興亜までお問い 合わせください。	
使用者賠償 (1災害あたり)	5億円		1億円		1,000万円			
死亡・ 後遺障害保険金額	2,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円		
入院保険金日額	10,000円	10,000円	7,000円	7,000円	5,000円	5,000円		
手術保険金	入院中の手術 入院保険金日額の10倍		外来の手術 入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額	7,000円	7,000円	4,000円	4,000円	3,000円	3,000円		

※保険料は、皆様の業種および売上高ごとに異なることから、取扱代理店にて算出いたします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

補償対象者を 拡大できます

派遣労働者・下請負人を補償対象と
することができます。

補償対象者	補償区分	業 種	
		建設業	建設業以外
派遣労働者	労働災害総合保険部分	○自動補償	○自動補償
	傷害総合保険部分	△任意選択可	△任意選択可
下請負人	労働災害総合保険部分	○自動補償	△構内下請負人に かぎり任意選択可
	傷害総合保険部分	○自動補償	△構内下請負人に かぎり任意選択可

保険料は 売上高方式です

従来は「総人数方式」

これまでは、従業員の人数に基づき
保険料を計算するのが一般的。

▶短時間しか働かないパートでも
1人分の年間保険料が必要…。

▶繁忙期の数日間だけの
アルバイトも1人分換算に…。

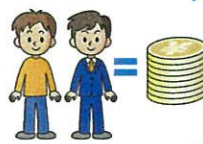


本プランは合理的な「売上高方式」

本プランは、売上高に基づき、その売上を
あげるのに必要な従業員数を算出。
その人数分だけの保険料となります。

▶パートやアルバイトは
働いた時間分だけの保険料負担
で済み、とても合理的です。

合理的な保険料設定を実現！



お手続きも カンタンです

◎すべての従業員※1の方が包括的に対象となり、ご契約時に名簿の提出は不要です。※2

※1 建設業の場合は下請業者を含みます。※2 建設業の場合は、名簿の備え付けは必要です。
建設業以外の場合、保険金請求時には被保険者であることの証明書の提出が必要です。

◎従業員の入れ替わり、人数の変動による手続きは不要です。

※従業員の方が退職・入社で入れ替わった場合や、曜日や季節等によって従業員数に変動があってもその都度のお手
続きは不要です。従業員数の通知等の面倒な手続きはなく、すべての従業員の方が自動的に保険の対象となります。

◎医的診査・健康告知は不要です。

◎売上高の変動による保険料の請求・返還手続きは不要です。

◎保険料は全額損金(個人事業主の場合は必要経費※)処理が可能です。

※個人事業主本人に対する保険料は除きます。(平成27年6月現在)

※実際の税務処理は税理士にご相談ください。